大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター病院 検体検査業務委託

検体検査業務委託者である以下（「委託者」という。）の業務委託契約に基づいて受託者が行う検体検査業務は、この仕様書によるものとする。

1 業務委託名称

大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター病院 検体検査業務委託

本業務の部門構成は生化学検査部門（免疫検査を含む）、血液検査部門、一般検査部門、輸血検査部門、微生物検査部門、病理検査部門とする。

2 業務の目的

受託者は、本業務が医療における重要な業務であることを認識し、委託者の定めた契約書、仕様書及び業務手順に従い、迅速かつ正確な検査体制を有し、効率的かつ経済的な運営を行うことで適切な診療提供に貢献することを目的とする。

なお、業務を行う院内検査室は、業務委託関連法規の遵守を原則とした民間検査室委託方式（ブランチラボ方式）による運営とする。

3 履行期間

令和 9 年(2027 年）5 月 1 日から令和 16 年(2034 年）4 月 30 日まで

なお、契約締結日から委託期間開始日までは業務準備期間とし、この期間に係る準備費用は受託者の負担とする。

4 業務履行場所

大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター病院

（大阪市住之江区東加賀屋 1-2-22）

5 業務時間

業務時間については、以下の点を踏まえ、下記のとおりとする。

平日　8 時 30 分～17 時 15 分（診療科の都合による時間変更が生じた際は協議に応じること）4 連休以上の場合は、協議のうえ、当該期間中の中 1 日（午前のみ可）は業務に従事すること。

6 受託者の責務

(1)基本的責務

受託者は、本業務を遂行するにあたって、委託者が公的医療機関として地域住民に適切な医療サービスを提供するものであることを認識し、名札着用、身だしなみ、言葉遣い

などに十分に配慮すること。

また、受託者は従事者に対して、施設内及び施設敷地内において全面禁煙を徹底するとともに、委託者、施設利用者、近隣住民等から喫煙を疑われるような行動を厳に慎むこと。

(2)個人情報保護、秘密の保持

ア受託者の業務責任者及び業務従事者（以下「業務従事者等」という。）は、業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律、関係法令及び委託者の定めた契約書、仕様書ほか、委託者の定めた内部規定等に基づき、適正に取り扱うこと。

イ受託者は、業務従事者等に対して、個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育・研修を定期的に実施し、その記録を保存すること。

ウ受託者の業務従事者等は、業務上知り得た個人情報及び秘密を他にもらしてはならない。

エ受託者は、本業務に係る帳票類（電子媒体を含む）を整理保管し、委託者が要求した場合は、速やかに提示すること。なお、これらを委託者の許可なく持ち出してはならない。

オ個人の携帯端末の検体検査室への持ち込みを禁止する（休憩室を除く）。

カア～オのほか、業務上知り得た個人情報の取扱いについては、委託者の指示に従うこと。

(3)感染症に関する衛生管理

ア受託者は、業務を遂行する上で、発生し得ると判断された感染症等の防止には万全を期するものとし、業務従事者等の健康診断を受託者の負担において行うこと。

イ感染の疑いのあるものについては、感染しないことが確認されるか、治癒するまで、本業務に従事させないこと。感染罹患に関係する届出及び業務制限は、委託者の感染対策マニュアルに従い、委託者職員と同等とする。

ウ業務従事者等のインフルエンザの予防接種は、受託者の負担にてなるべく全員が接種するように努めること。

エ受託者は、業務従事者等について、就労開始時までに肝炎の HBs、風疹、ムンプス、麻疹及び水痘の抗体価並びにワクチン接種歴を確認し、その記録を委託者へ提出すること。また、業務従事者等が毎年の健康診断を受診できるよう適切に対応すること。

ワクチン接種については、委託者が定める感染対策マニュアルに基づき推奨するものとし、その実施及び費用負担については受託者の責任において対応すること。

その他、結核対策を含む業務従事者等の健康管理については、感染対策マニュアルその他委託者の定める諸規程を遵守すること。

オ受託者は、針刺し事故等の院内感染対策に努めるとともに、感染対策マニュアルに基づき対処すること。その費用は、委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が負担すること。

(4)検査システムの適正利用

ア受託者は、委託者が用意する検体検査システム（以下、「検査システム」という。）を用いて各種検査業務を行うこと。

委託者は検査システムに対し管理責任を負い、受託者はそのもとで作業を行うこと。

検査システムの運用においては、委託者が定める運用方法及び指示に従い、適正に利用すること。

イ委託者が用意する電子カルテシステム等の医療情報システム（以下、「医療情報システム」という。）を本業務の業務従事者等が利用する場合は、委託者が規定する医療情報システム利用申請書及び誓約書に所定の事項を記入し、委託者へ提出すること。

(5)情報セキュリティ管理

ア受託者は、受託者が本業務の遂行に必要な情報システム、検査機器、接続機器、保守環境及び外部サービス等（以下、「受託者用意環境」という。）を用意する場合、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」第 7.0 版、関係法令並びに委託者の情報セキュリティ関連規程等及び指示を遵守し、これらに適合させること。

契約期間中に当該ガイドラインが改定された場合は、受託者は本業務への影響を確認し、必要な対応、対応時期及び費用について委託者と協議すること。

イ受託者は、情報セキュリティ責任者及び緊急連絡窓口を定め、通常時及び非常時の連絡体制を委託者へ提出すること。

ウ受託者は、受託者用意環境に対し、本仕様書及び各種ガイドライン等への対応状況を記載した資料を提出すること。対応が困難な事項は、理由、代替措置、残存リスク及び対応予定を記載し、委託者の承認を得ること。

エ受託者は、委託者が作成する検査システムが取り扱う対象情報一覧に基づき、委託者が定義する情報格付けに従って取り扱うこと。患者情報を含む情報及びその複製は、委託者の許可なく指定場所から複写及び移動させてはならない。

オ受託者用意環境の新規導入、増設、変更、移設又は廃棄は、事前に所定の申請を行い、委託者の関係部署と協議し、必要な承認を得ること。

カ受託者は、受託者用意環境で利用される管理用パスワードについて、同一施設内の複数機器間又は受託者が管理する複数施設間で同一のパスワードを使用してはならない。

製品仕様その他の技術的制約により、変更又は個別設定ができない場合は、対象、理由、メーカー見解、リスク及び代替措置を提示し、委託者の承認を得ること。

キ受託者用意環境に含まれる VPN 装置を含むサーバ、ネットワーク機器、情報システム及び検査機器の脆弱性情報を継続的に収集し、判明後速やかに影響を評価すること。重大な脆弱性については、影響、暫定措置、対応方針及び対応予定を委託者へ報告し、必要な動作確認を行った上で、委託者と協議した時期に、セキュリティパッチ又はファームウェアを適用すること。

ク受託者は、受託者用意環境が検査システム院内ネットワークへ接続する検査機器、サ

ーバ、リモート保守サービス、クラウドサービスその他医療情報を取り扱う製品又はサービスを含む場合、それらについて、最新版の MDS/SDS その他のセキュリティ開示資料を提出すること。MDS/SDS 等の各回答には、回答理由並びに設定値、製品機能及び運用前提等の技術的根拠を記載すること。

ケ受託者は、委託者、受託者、医療情報システム構築ベンダ（以下、「HIS ベンダ」という。）、検査システム構築ベンダ（以下、「検査システムベンダ」という。）、検査機器メーカー、保守事業者、クラウド事業者及び再委託先について、受託者用意環境の構築、運用、保守、変更、障害対応、情報セキュリティ対応及びデータ移行に関する責任分界を文書化し、委託者の承認を得ること。

責任分界表には、受託者用意環境における利用者 ID 及び権限管理、ログ管理、バックアップ及び復元、脆弱性対応、マスタ変更、外部接続、リモート保守、インシデント対応並びにデータ消去を含めること。

コ受託者用意環境における利用者 ID は原則として個人ごとに付与し、必要最小限の権限を設定すること。受託者は、利用者及び権限を適切に管理し、定期的に確認して委託者へ報告すること。個人 ID を使用できない機器は、ログ等により操作者を特定できること。

(6)受託者用意環境に関する受託者の責任

ア受託者は、受託者用意環境における情報システムベンダ、検査機器メーカー、保守事業者、クラウド事業者及び再委託先が実施する作業を含め、受託者用意環境の構築、運用、保守、変更、障害対応、情報セキュリティ対応及びデータ移行に関する委託者への一次責任窓口となり、関係事業者との調整及び対応を統括すること。

イ受託者は、受託者用意環境の構築、運用及び保守に関係する事業者名、担当範囲、責任者、連絡先及び緊急連絡先を記載した体制表を提出すること。

(7)検査システム及び医療情報システムに関する受託者の責任

ア管理責任は委託者となるが、受託者の業務に関連し、検査システム又は医療情報システムの障害発生時は、原因又は責任の所在が明らかでない場合であっても、受託者は委託者、HIS ベンダその他の関係事業者と協力して、原因の切分け、応急対応、復旧及び委託者への報告を行うこと。障害発生時の対応として、委託者が用意した書式にて、システムを使用せず紙運用で委託者への検査結果報告を行うこと。

7 業務内容

(1)検体検査業務

ア一般検査、血液検査、生化学検査（免疫検査を含む）、輸血検査の検体検査及び微生物検査項目は、仕様書別紙（別紙 1 ：院内項目一覧、別紙 2 ：院外項目一覧）のとおりとする。仕様書別紙に定めのない項目について、院内で実施可能な項目であった場合は費用等協議のうえ、原則実施するものとする。ただし、院外項目については、実施可否

も含め協議するものとする。

イ検体検査等は、受託者が作成する標準作業書・業務案内書に定める方法に従い、院内又は院外で実施し、委託者の医療情報システムに送信報告すること。

(2)検体の搬送受付に係る業務

ア搬送後、到着確認、仕分け分類を行うこと。

(3)検査データについて

検体検査等の検査データに関して、次の事項を遵守すること。

ア検査項目の基準範囲については、日本臨床検査標準協議会(JCCLS)の共用基準範囲を踏まえること。

イ基準値、所要時間等は委託者と協議のうえ、決定すること。

ウ基準値、所要時間等を変更（新規導入含む）する場合は、臨床に与える影響が極めて大きいことから、委託者との事前協議、相関値の取得を行い、院内会議での承認を得ることとする。

エ検査結果データ、測定データ、ログデータ及びマスタ情報その他本業務により生成された情報の所有権は委託者に属する。

オパニックデータ発生時、医師等へ連絡（基本はオーダー医師への電話連絡）及び記録を行うこと。

カ委託者からデータの問い合わせを行った場合は、対応すること。

キ日本臨床検査標準協議会(JCCLS)の提言による検査方法の変更に対応すること。この場合、次の項目について、事前に実施し、報告すること。

(ア)使用試薬の基礎検討、正確さの確認、検体における妥当性の確認

(イ)医師等への充分な説明

(ウ)検査値が変更になる場合の、検査コードの変更

(エ)検査コードを変更する場合、既にオーダされている未来オーダに影響する場合は、その旨を委託者に報告し、必要に応じてシステムベンダ（HIS ベンダ・検査システムベンダ・情報システムベンダ）への作業依頼、又は必要な作業を行うこと。

(4)追加検査受付業務

検査済み残検体での追加検査の問い合わせに対応して、追加検査を実施すること。

(5)院外検査に係る業務

アその他の外部委託検査に係る到着確認、検査依頼情報の抽出、検体搬出、検査結果の医療情報システムへの検査結果の登録（送信）を行うこと。外部委託検査結果を医療情報システムへ登録する場合は、患者情報、検査項目及び結果値の整合性を確認したうえで登録（送信）すること。なお、外部委託検査結果の医療情報システムへの登録は、委託者が指示する手順で実施すること。

(6)再委託

受託者は、自ら実施できない検査項目については、第三者に再委託することができるが、予め再委託先・検体の受付・発送・報告の手順を明示すること。再委託又は再々委託を行う場合は、業務範囲、委託先、取扱情報、安全管理措置及び情報の授受方法を示し、委託者の事前承認を得ること。受託者は、再委託先等に本仕様書と同等の義務を課し、その履行に責任を負うこと。

(7)治験検体及び研究目的検体の分離処理及びこれに附帯する業務

本業務を圧迫しない範囲及び受託者側が用意する機器と人員の範囲内での協力とする。業務内容については治験及び研究目的毎に調整を行う。

(8)検体の保存

委託者から受託した検体について、委託者の施設で検査したものについては、委託者の指定する期間、また、受託者の施設で検査したものについては、検査結果報告後 2 週間保存する。再委託先で検査したものについては、同様に 2 週間保存を原則とするが、協議のうえ、決定とする。なお、保存方法の詳細は別途協議することとし、委託者から検体返却の要請があった場合は、速やかに返却すること。輸血前保管検体は血漿または血清として約 2mL 確保できる量を－20℃以下で可能な限り（2 年間を目安に）保管すること。

(9)医師からの依頼による検体の保存管理

ア医師から保管依頼があった検体は、依頼内容に従い、決められた容器・条件で検体の保管を行うこと。

イ検体保管の管理は、委託者が準備する検体保管リストに決められた情報を記録し、管理を行うこと。

ウ半年や 1 年など保存期限が過ぎた検体については、定期的に適切な処理を行うこと。

(10)内部精度管理と外部精度管理の実施(10 (1)(エ)参照)

(11)各種委員会・各種チーム活動への参加及び調査等関係資料の作成(16 参照)

(12)委託者が無償貸与する検査機器及び備品等（以下、「病院貸与機器等」という。）以外の、受託者の負担で準備する検査機器及び備品等の（以下、「受託者準備機器等」という。）調達、設置。(11(1)参照)

なお、調達、設置する受託者準備機器等は、仕様書別紙（別紙 1:院内項目一覧、別紙 2:院外項目一覧）の検査項目を満たす検査機器一式を準備すること。

(13)検体検査室配置検査機器等（病院貸与機器等及び受託者準備機器等）の日常及び定期保守点検（修繕含む）

(14)検査システムとの接続 (11(2)参照)、及びマスタ管理 (9(2)イ(キ)参照)。委託者が用意する検査システムに対応した接続を行うこと。

(15)試薬・消耗品の調達及び適正在庫保持（11(3)参照）

(16)マニュアル等の作成及び実施

本業務の実施にあたり、次のマニュアル及び帳票等の作成、準備等を行うこと。

ア検査精度管理マニュアル

イ本業務の運常上で交わされた文書記録

ウ検体検査室で使用する全ての機器、試薬、消耗品の取引先及び評価規定記録

エ本業務の運用上知り得た情報に対する機密管理規定

オ医療法施行規則第９条の８に関する次の文書

(ア)標準作業書

・血清分離標準作業書

・検査機器保守管理標準作業書

・測定標準作業書

(イ)作業日誌

・検査機器保守管理標準作業日誌

・測定作業日誌

(ウ)台帳

・試薬管理台帳

・統計学的精度管理台帳

・外部精度管理台帳

(エ)機器構成図、表、機器点検表、点検手順

(オ)トラブル対応手順、参考資料

(カ)機器についての詳細情報

・使用機器名及び型式

・使用機器製造者連絡先

・機器保守スケジュール等

(キ)院内検査項目の検査案内書及び依頼書

カ臨床からの問い合わせ処理規定及び問い合わせ処理具体例

キ内部及び外部精度管理規定

ク検査に携わる人材についての教育研修に係る規定 教育計画書、教育研修記録表等の提示

(17)検査結果等のデータに関するアドバイス

(18)委託者の依頼による統計データの提出

(19)検査案内の配布、院内関連部署への本業務に関する情報提供

8 費用負担

費用負担について疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により、負担区分を決定するものとする。

(1)委託者の負担

ア検査システム、輸血管理システム及び採血支援システムの調達、導入、構築に要する費用

イ病院貸与機器等の保守修繕に要する費用（受託者の責めに帰すべき事由による場合を除く）

ウ業務遂行に必要な検体検査室及び従事者が使用するロッカー

エ空調設備 電源設備 給排水設備に関する費用

オ業務遂行に必要な電気・ガス・水道等の光熱費

カ業務の遂行により排出される廃棄物及び有害物質の処理費用

キ検体検査室の清掃、ワックス費用

(2)受託者の負担

ア本仕様書に記載された委託業務の遂行に必要な従事者の確保

イ病院貸与機器等の保守修繕に要する費用（受託者の責めに帰すべき事由による場合）

ウ受託者準備機器等の調達、設置、保守及び修繕に要する費用（※調達・設置に際して、正常稼働が保証される場合には、必ずしも新品によらなくても良い。）
また、付帯設備の変更が必要な場合は、事前承認を得ること。なお、給電・給水・照明等設備の変更が必要な場合は、承認後着工するものとし、設置工事・内装工事及び設備の変更（契約電力の変更は除く）に係る費用は受託者の負担とする。

エ検体検査室に配置する検査機器等の検査システム（委託者が用意する検査システム、輸血管理システム、採血支援システム等含む）への接続に要する
経費（検査システム側に費用が生じる場合も含む。）

オ検体検査に係る試薬、消耗品、医療材料（検体採取容器を除く）

カ受託者が使用する電話回線・インターネット回線の開設工事の導入費用、通信費用

キ業務遂行に必要な帳票類

ク業務遂行に必要な事務用品・事務消耗品・委託者が指定する業務用被服・クリーニング費用

ケ業務従事者等に必要な教育、健康管理費

コ内部精度管理及び外部精度管理に係る経費

サ業務従事者等の駐車場に係る経費

9 業務従事者等

(1)基本条件

業務従事者等は、次の条件を全て満たすこと。

ア医療法及び同施行令並びに同施行規則に沿って、(2)に示す業務従事者等を配置すること。

イ委託者は、業務従事者として、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）」による派遣労働者ではなく、全て、

自ら雇用する労働者を、本業務に従事させること。

(2)業務従事者等

ア業務責任者

受託者は、業務責任者として、過去に業務責任者の経験を有する臨床検査技師または、同程度の能力を有する臨床検査技師を配置すること。検体検査業務について 10 年以上の実務経験を有すること。

(ア)検体検査業務全般の把握、調整及び見直し

(イ)円滑な業務運営のため、充分な委託者との連絡及び委託者が開催する定期協議への出席

(ウ)精度管理を含む業務の指導監督、業務従事者の労務管理、研修 訓練、健康管理及び施設設備の衛生管理

イ業務従事者

(ア)受託者は、業務従事者に対して、本業務に従事する前に、臨床検査業務の教育・研修を行わなければならない。

(イ)受託者は、本業務を円滑に遂行するために、必要な知識及び技術を有する臨床検査技師を必要な人数次のとおり配置すること。

①一般検査

②血液検査（輸血検査含む）

検査の質を担保するために平日通常時間内(5 業務時間平日日勤帯）に従事者の資格取得を奨励し、受託業務従事者で新たに資格を取得した場合または業務に関連する研修を修了した場合はその旨を委託者に報告すること。

なお、検査受付業務及び院外検査の搬出等の補助的作業を実施する業務従事者を配置する場合であっても、本作業の業務従事者は臨床検査技師の資格を有すること。

(ウ)業務従事者の経験不足等から業務の遂行に影響を及ぼすような頻繁な業務従事者等の異動は行わないこと。

(エ)業務従事者等の休暇等を踏まえ、業務の履行に支障のない体制を確保すること。

(オ)受託者は、業務責任者を補佐する者として、委託者と速やかに連携を図れる体制をとること。

(カ)受託者は、業務従事者等体制表を、事前に書面で提出し、委託者の承認を得ること。また、変更があるときには速やかに委託者に変更後の配置表を提出すること。

なお、受託者は業務従事者等体制表（氏名を記載）に当該職員の履歴書、免許証(写）を添付し委託者に提出する。異動があった場合も同様とする。

(キ)受託者は、検査システムのマスタメンテナンス（検査項目コードの変更等）に対応するため、必要な際は、医療情報及びシステム操作に精通した者を業務従事者として配置すること。

ウ精度管理責任者

医療法施行規則第 9 条の 8 第 1 項第 3 号に規定する精度管理を職務とする者として、検体検査業務について 6 年以上の実務経験を有し、検査業務の全ての作業工程における精度管理に精通し、精度管理について 3 年以上の実務経験を有する臨床検査技師を病院内に常時かつ専任で配置すること。なお、精度管理責任者は、業務責任者と兼任することを可とする。

10 要求水準

本業務の実施にあたっては、次に示す要求水準を満たすこと。

(1)医療の質の向上への貢献

ア委託者の診療機能・救急医療体制に対応できること。

(ア)緊急手術等に際し、迅速な対応を行うこと。

(イ)適切な業務管理（記録の作成 保管を含む）を行うこと。

(ウ)使用する検体検査機器等の安全管理を適切に行うこと。

(エ)運搬を含む検体（採取容器）の取扱いは慎重に行い、検査過誤が発生しないようにすること。

(オ)検体に関する温度管理は適正に行われること。

(カ)臨床要望及び診療機能の向上につながる検査項目の導入は、委託者との十分な協議のうえ、積極的に行うこと。なお、既存の検査項目の切り替え（院外検査の院内検査への変更及びその逆についても含む）となる場合で、検査機器・試薬・判定方法基準範囲等に変更が生じる際は、委託者の承認を得ること。その場合に、新旧の検査データについて一定期間相関値の取得が必要となった場合は、相関値取得のための費用を負担すること。

イ微量検体への対応

受託者は、微量採血管及び毛細管を用いた微量採血での検査技術を有して検査を実施すること。また、履行開始までに必要最低検体量を掲示すること。

ウ部門別要求水準

受託者は、検査部門毎に検査の実施及び報告方法等について、臨床との取り決め事項を委託者より引き継ぐこと。

エ検査結果の精度の向上

(ア)受託者は、毎日の精度管理により、検査結果の信頼性を確認するとともに、確認結果を委託者の求めに応じて速やかに報告すること。

(イ)受託者は、内部精度管理マニュアルを業務開始前に作成し、委託者に提示したうえで、内容を協議し、管理方法、提出書類を確定すること。

(ウ)受託者は、自動分析装置で測定するすべての院内実施項目に対して 1 日 2 回以上（分析開始前、分析終了後）毎日コントロール測定を行い、信頼できる検

査結果であることを確認するとともに、委託者が提出を求めた場合は速やかに報告すること。また、各分野担当者は、毎日、検査システム上にて精度管理図を確認すること。精度管理にて許容できない結果が発生した場合、委託者に迅速に報告し、委託者の指示により再検査を実施すること。

(エ)毎月 X-R 管理図を出力し、業務責任者及び精度管理責任者による確認を実施すること。

(オ)受託者は、外部精度管理調査（日本医師会主催、日本臨床衛生検査技師会主催等）に参加し、結果を文書で報告すること。

(カ)受託者は、患者もしくは委託者から、検査結果に関する異常の可能性が指摘された場合、迅速に対応するとともに、検査実施状況及びデータ管理状況の報告を行うこと。

(キ)機器・試薬メーカー主催の外部精度管理調査に積極的に参加し、報告すること。

(ク)外部精度管理調査には、必ず業務時間内に、院内で測定したデータを報告すること。また、契約期間中、測定装置からの打ち出しデータを一定期間保管すること。なお、測定データでない報告は認めない。

(ケ)鏡検検査について、業務従事者の判読技術の標準化を定期的に確認し、委託者に報告すること。

尿沈査は院内での鏡検実施の想定、血液像は、院内で機器測定を行い、目視検査が必要な検体は外注にて検査実施する。

(2)障害時における代替運用体制

ア受託者は、分析機器のトラブル時においては、診療への影響が最小限となるよう遅滞なく、機器の復旧や代替措置を講じるとともに、検査結果を報告できる体制をとること。

イ受託者は、分析トラブル時の復旧マニュアルを作成し、スムーズにバックアップ体制へ移行運用できるよう、日頃より想定訓練を行うこと

ウ受託者は、医療情報システム、検査システム又は検査機器の停止時における検査依頼の受付、患者及び検体の識別、ラベル発行、検査実施、結果報告、パニック値連絡、未送信結果の管理並びに復旧後のデータ照合及び再送信について、代替運用手順を整備し、停止した際は実施できるようにすること。

11 検体検査に係る管理業務

医療法施行規則第 9 条の 7 の 3 号、第 4 号、第 5 号に規定する標準作業書を常備して業務従事者等に周知徹底させること。

(1)検査機器等

ア本業務に必要な検査機器及び備品のうち、一部のものは、病院貸与機器等として、契約期間中、委託者が受託者に無償貸与する。病院貸与機器等は、仕様書別紙（別紙 3:

ブランチ_無償貸与する検査機器及び備品リスト）のとおりとする。

イ病院貸与機器等以外の受託者準備機器等は、受託者の負担で設置すること。なお、設置にあたっては、機器の性能等について委託者の承認を得ること。

ウ契約期間中における機器の更新について、事前に更新の提案内容を記した計画書を提出し、委託者の承認を得ること。

エ全ての検査機器等については、日常メンテナンス及び定期メンテナンスを実施し、検査精度の確保を図ること。また、検査機器等の定期メンテナンスについては、機器製造業者による保守を行い、対象機種や年間保守回数等を定めた実施計画を策定し、委託者に提出すること。

オ保守業務等を次のとおり行うこと。

（1）点検作業 1日1回（平日9時～17時の間 正常動作確認・調整作業）

作業日誌にてメンテナンス記録は必須であり、試薬ロット管理、機器読取分もロット管理を実施する。

(2)試薬カートリッジの交換

(3)試薬の発注・保管業務（保冷庫温度管理を含む）

(4)精度管理業務

検体検査システムを用いて精度管理を実施すること。

(5)機器のエラー、故障発生時の対応

当該事象が判明した時点で現場に状況を確認し、委託者に報告すること。平日 9時～17時であればメーカーに連絡し、対応依頼し、作業終了後に復旧確認を行うこと。それ以外の場合は、休日明けに同様の対応を行うこと。

カ受託者は、受託者用意環境に含まれる情報システム、検査機器、サーバ、端末及びネットワーク機器について、機器名、型式、設置場所、OS、ソフトウェア、バージョン、保守先及びサポート期限等を記載した管理台帳を作成し、最新の状態に維持すること。ただし、OS、ソフトウェア及びファームウェアについては、医療機器、医療情報システム又は関連ソフトウェアとの互換性等の理由により最新バージョンの適用が困難な場合は、製造者又は提供事業者が動作保証するバージョンを採用するものとする。

キサポートが終了した製品は原則として使用しないこと。契約期間中にサポート終了が予定される場合は、更新又は代替措置について委託者と協議すること。

(2)検査システムとの接続

ア検査機器は検査システムと接続（連携）し、検査依頼情報の取得及び検査結果の登録を行うこと。

イ受託者が用意する輸血検査装置は、委託者が別途用意する輸血管理システムと接続（連携）し、輸血検査指示の取得及び検査結果の登録を行うこと。

ウ受託者は、検体検査室に配置する検査機器等と検査システム（輸血管理システム、

採血支援システム等含む）を接続する際、委託者が別途指示する要件を満たすこと。

エ受託者は、委託者が実施する検査システムの構築及び接続に先立ち、受託者用意環境における次の事項を記載した基本設計資料を提出し、委託者の承認を得ること。

(1) 受託者用意環境の概要及び機能
(2) データフロー図
(3) 接続対象機器一覧
(4) 受託者用意環境に含まれるサーバ、端末及び検査機器の設置場所
(5) 検査システムとの連携内容
(6) 外部接続及びリモート保守の経路
(7) 取り扱う情報及び保存先
(8) バックアップ構成

オ受託者は、受託者用意環境において院内ネットワークへ接続するすべての機器について、機器名、用途、設置場所、IP アドレス、MAC アドレス、送信元、送信先、使用ポート、プロトコル、通信方向、通信目的及び暗号化方式を記載したネットワーク・通信要件書を提出し、委託者の承認を得ること。

カ受託者は、委託者の承認を得ていないネットワーク機器、HUB、無線アクセスポイント、モバイルルータ、通信回線、リモート接続装置その他の通信機器又は通信手段を設置し、接続し、又は使用してはならない。

キ受託者は契約期間中、発生データの保持義務を負い、発生データを適切に管理し、委託者の承認なく消去してはならない。

ク新規項目を含む検査マスタの追加・変更において、検査システム及び検査機器等へのマスタメンテナンスを受託者が行うこと。医療情報システム（輸血管理システム、採血支援システム等含む）へのマスタメンテナンスは委託者が行う。また、受託者は、初期マスタ設定に必要な情報を委託者へ提供するとともに、テスト運用に対応すること。なお、検体検査室配置の検査システム（輸血管理システム、採血支援システム等含む）と検査機器等の相互通信に支障が生じないよう事前に詳細な打合せを行うこと。

マスタ変更時やトラブル発生時は、検査結果報告の遅延にならないように迅速に対応すること。

ケリモートメンテナンスを行う場合は、委託者が定めるセキュリティポリシーに従うことを前提に、委託者にリモートメンテナンスの利用許可を得た上で行うこと。

リモートメンテナンスには、原則として二要素認証を適用し、接続元、接続先、接続可能時間及びアクセス権限を必要最小限に限定すること。作業終了後は接続を停止し、接続記録及び作業記録を委託者へ提出すること。

コ医療情報ネットワークに接続する機器においては、委託者が承認した場合を除き、USB メモリその他の外部記録媒体の使用を禁止する。業務上やむを得ず外部記録媒体を使用する場合は、利用目的、利用期間、使用機器、媒体の種別、保存される情報、

暗号化その他の安全管理措置、ウイルス対策及び責任分界を明らかにした上で、事前に委託者の承認を得ること。また、外部記録媒体を介して検査依頼データ又は検査結果データを授受する場合は、患者情報の漏えい、改ざん及び紛失防止のための措置を講じることとし、授受手順、保管方法及び廃棄方法について委託者と協議の上、定めること。受託者は、外部記録媒体の使用状況を記録し、委託者の求めに応じて提示できるよう管理すること。

サ外部ネットワークとの接続は原則として禁止する。業務上必要な場合は、接続先、目的、通信方式、使用ポート、認証方式、暗号化方式、アクセス範囲及び責任分界を示して事前承認を得ること。外部からのアクセスには相互認証、ファイアウォール、論理的なネットワーク分割その他必要なアクセス制御を講じ、脅威が生じる場合は速やかに遮断できること。

シ受託者は、委託者が割り当てた IP アドレス、端末設定、設置場所、接続方法及び物理的な接続状態を、委託者の許可なく変更してはならない。全端末及びネットワーク接続される検査機器の時刻は、委託者が指定する時刻源と同期させること。

ス個人所有端末の接続及び受託者又は保守事業者が持ち込む端末の院内ネットワーク接続は原則として禁止する。やむを得ず必要な場合は、端末情報、使用目的、接続先、期間及び安全管理措置を記載した申請書を事前に提出し、許可を得ること。

セ情報、記録媒体又は情報機器の院外持出し及び電子メール等による院外送信は原則として禁止する。必要な場合は、委託者所定の申請及び承認を受け、委託者が承認した媒体又は転送手段を用いること。可搬媒体を用いる場合は、ウイルス対策、利用記録、暗号化及び紛失防止措置を講じること。 情報、記録媒体又は情報機器の紛失、盗難若しくは所在不明を認知した場合は、直ちに委託者へ報告すること。

ソ保守、改造又は設定変更を行う場合は、作業者、作業目的、対象機器、作業内容、日時、影響、切戻し方法及びデータアクセスの有無を記載した作業申請書を事前に提出すること。作業後は、作業結果、変更内容、確認結果及び作業ログを提出すること。テストは既存システムの運用に影響しない方法で実施すること。受託者は検査機器のソフトウェア更新、設定変更、機器交換その他構成変更を行う場合は事前に委託者へ報告し承認を得ること。変更後は接続試験及び結果整合性確認を実施し、その記録を保存すること。

タ受託者は、保守作業者の氏名、所属、資格又は担当業務及び使用する保守用アカウントを事前に届け出ること。委託者は、身分証明書等により作業者を確認できるものとする。保守用アカウントは必要な期間及び権限に限定し、作業終了後に停止又は無効化すること。

チ検査結果等を確定する機能を有する場合は、入力者又は操作者を識別でき、確定後の追記、修正及び取消しの履歴、実施者並びに信頼できる時刻を記録し、事後に確認できること。原本データを保存しない装置についても、操作履歴、操作者制限及び確定

記録の真正性を確保すること。なお、検査結果等の修正が必要となった場合は、あらかじめ修正手順を定めるとともに、修正内容及び修正理由について速やかに委託者へ報告すること。

ツマスタを変更する場合は、変更内容、影響範囲、適用日及び試験結果を書面で提出し、関係部署との調整及び承認後に適用すること。変更により過去の診療記録及び既存データの内容が変化しないことを確認すること。

テ受託者は、委託者、検査システムベンダ、検査機器メーカー及び外部委託検査機関との責任分界表を作成し提出すること。

(3)試薬消耗品

ア試薬消耗品（以下「試薬等」という。）は、検査精度を適正に保つよう適正な保管をするとともに、適正在庫に努めること。

イ本業務で使用する試薬等の選定は、委託者が指定する測定方法を基に、委託者と受託者で協議のうえ、選定すること。

ウ試薬等の使用前に、本業務で使用する検査機器を用いて、全試薬のバリデーション特性の検討を行い、検体による妥当性の検討を十分に行うこと。

検討結果は、委託者に提出し、協議を行い、委託者の承認を得ること。なお、試薬等の選定にあたっては、基準範囲等に変更が生じないように努めること。

エ試薬の管理にあたっては、試薬管理台帳を整備し、入出庫・有効期限・ロット管理・小分け管理・温度管理・使用期間の管理・管理者を記録すること。

(4)精度管理業務

検体検査システムを用いて精度管理を実施すること。

12 業務報告・点検

(1)業務報告

受託者は、委託者が必要と認めた際の業務に関する報告の求めに応じること。月次報告（検体数等）は翌月のおおむね 10 日以内には提示する。

(2)点検

ア受託者は、定期的に業務の遂行について適正に処理されているか等を点検し、委託者に報告すること。

イ受託者は、業務の点検結果に基づいて、業務の適正化 効率化を行うこと。

13 検査・監督

(1)検査監督

ア受託者は、委託者が行う作業現場の実地調査を含めた業務の検査監督及び業務の実施に関わる指示に従うこと。

イ受託者は、委託者から業務の進捗状況の提出要求、業務内容の検査実施要求、業務の

実施に関わる指示があった場合は、それらの要求及び指示に従うこと。

ウ委託者は、受託者用意環境の構成、設定、アクセス権限、ログ、バックアップ、脆弱性対応、外部接続、リモート保守その他の情報セキュリティ対策について、報告及び資料の提出を求め、必要な確認又は監査を行うことができる。

エ委託者は、情報セキュリティ上の重大な危険があると判断した場合、外部接続、リモート保守又は院内ネットワーク接続の停止を指示することができ、受託者はこれに従うこと。

(2)業務改善

受託者は、業務履行について委託者が必要であると認めた場合は、直ちに調査又は改善の措置を講ずること。

14 インシデント等発生時の報告・対応

(1)インシデント発生時の報告

ア受託者は、インシデント（誤報告・検体間違い・遅延など）の発生を知ったときは、その発生の帰責の如何に関わらず、直ちに委託者に報告すること。

(2)事故発生時の対応

ア事故発生時の対応方法を定め、委託者に提出すること。

イ緊急時の連絡体制を定め、委託者に提出すること。

15 災害発生時等対応

(1)災害発生時の対応

ア災害発生又は多数の患者の来院が想定される事案が発生した場合は、委託者の指示によりその対応にあたること。

イ災害発生又は多数の患者の来院が想定される場合は、臨時的に業務従事者の増員配置にできる限り対応すること。

ウ災害発生時は、病院職員と同様に、事業継続計画(BCP 計画）に基づいた行動をすること。また、業務責任者は、業務従事者に対して、災害時の対応を事前に周知すること。

(2)訓練等への参加

受託者は、委託者が実施する火災訓練や災害に関する研修会等に参加すること。

(3)作業停電への対応

受託者は定期的に実施される作業停電時は委託者と協働で対応にあたること。

16 院内各委員会等への参加

(1)受託者は検体検査加算に係る会議、院内の運営委員会（月 1 回など）の参加要請があれば参加すること。

17 検査運営会の設置

(1)受託者は、委託者が設置する検査運営会（仮称）に出席し、業務報告を行うこと。

(2)委託業務に関して変更や問題が発生した場合は、受託者は真摯に対応し、検査運営会で原因と改善点を協議の上、迅速な対応をとること。また、その結果を委託者に報告すること。

(3)受託者は、臨床及び検査の質を担保した上で、業務改善 経営改善に資する提案を積極的に行うこと。

18 契約の解除、終了

(1)契約満了または契約不履行等により契約を解除した場合は、受託者負担により院内検査室に設置した検査機器等及び備品等は撤去し現状に復すること。その際の費用は受託者の負担とする。

(2)受託者は、基準範囲を逸脱する他、本仕様のとおり業務を履行しない等、委託者に業務履行不能と判断された場合は、契約書の規定に則り契約を解除され、また、損害賠償の責めを負うものとする。

(3)受託者は、契約終了、受託者変更又はシステム更新に際し、委託者の指示に従い、検査データ、マスタ、設定情報その他必要な情報を指定された形式で引き渡し、移行及び引継ぎに協力すること。また、引渡し完了後は、再委託先、クラウド環境及びバックアップを含む環境に残存する病院データを消去し、消去証明書を提出すること。

19 共同利用

委託者は、平日夜間及び土曜・日曜・祝日等の緊急検査において、受託者が設定した機器・試薬・設備等を使用することができるものとする。また、平日内においても必要とみなした時は使用できるものとする。委託者は、使用後速やかに使用記録を作成し、受託者へ報告するものとする。利用にあたっては、受託者は、委託者に操作手順等の伝達を行うこと。

20 報告事項等

受託者は、委託者より業務履行に関する資料要求があった場合は、速やかに提出すること。また、医療監視等の行政監査・指導のあった場合、関係帳票及び関係資料の作成等について、委託者に協力するとともに、関係官公庁等から教示指導があった場合は速やかに改善を図り、委託者の承認を得ること。

21 委託料の支払等

(1)受託者は、1 ヶ月の委託料を当該月分として翌月に請求する。委託者は請求受領後 30 日以内に支払うものとする。

(2)検体予測件数と実際件数との大きな乖離が生じた場合、見込み件数より一定数を下回っ

た場合などは、委託者は受託者との委託単価の協議に応じること。

22 その他

(1)病院職員及び患者等来院者からの問い合わせ等に適切に対応すること。

(2)医療情報システム、検査システムのいずれか、または同時にシステムダウンした時は、委託者と連携し速やかに対応すること。また、検査データの入力、点検、確認等で明らかに受託者の責によるものは、その後の処理まで行うこと。

(3)仕様書に記載のない事項、臨時的あるいは突発的な業務の発生、縮小・廃止については、双方で協議を行い必要な措置をとること。また、業務を履行する上において予め契約した業務以外の業務を行う場合は、双方による協議の上、業務を遂行すること。(7 (1)検体検査業務についてはこの限りでない。) なお、患者に不利益とならないように協力して業務を行うこと。

(4)院内・院外検査ともに月間検査件数等及び委託者の求める事項を、翌月速やかに委託者に報告すること。

(5)委託者が要請した患者データについては、契約期間中、提出できる体制を構築しておくこと。

(6)検査機器の故障及びトラブルに対しては、業務時間外においても対応すること。

(7)安全管理及び事故防止に努めること。また、インシデントやアクシデントが発生した場合は、速やかに委託者及び受託者の管理責任者に報告すること。なお、委託者への報告は、委託者が指定する報告書様式への記載、もしくは委託者が用意する「医療安全管理システム（インシデント・アクシデントシステム)」に対し委託者の指示に基づき必要事項を登録すること。

(8)業務遂行により、建物・設備・備品等に損傷を与えた場合は、直ちに委託者に報告すること。また、受託者は、受託者または業務従事者の責に帰すべき事由により委託者または第三者に損害を与えた時は、これを賠償すること。

(9)委託者との協議の上、受託者が定めた制服等を、業務従事者全員に着用させること。

(10)受託者は、委託者が開催する医療安全対策講習のほか、委託者が求める研修を受講すること。

【参考】大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター病院概要

(1)住　　所：大阪市住之江区東加賀屋 1-2-22

(2)病 床 数：120 床（R9 年度は 75 床）

(3)診療科目

神経精神科、脳神経内科、内科、放射線科、麻酔科、整形外科、リハビリテーション科、眼科、形成外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、小児科、産婦人科

【別紙1：院内項目一覧】

連番	検査項目名	保険点数	年間予定件数
1	尿一般検査	26	7,200
2	尿沈査	27	3,559
3	尿蛋白定量	7	1,000
4	尿糖定量	9	408
5	末梢血一般検査	21	12,000
6	末梢血液像（赤血球像、白血球分類）（自動機械法）	15	683
7	Dダイマー	130	1,362
8	フィブリノーゲン	23	462
9	プロトロンビン時間	18	1,386
10	活性化部分トロンボプラスチン時間	29	1,625
11	ALP_IFCC	11	10,000
12	ALT（GPT）	17	10,000
13	AST（GOT）	17	10,000
14	CK	11	6,000
15	CRP定量	16	10,000
16	HDL－コレステロール	17	6,000
17	LD_IFCC（乳酸ﾃﾞﾋﾄﾞﾛｹﾞﾅｰｾﾞ（LD））	11	9,000
18	LDL－コレステロール	18	5,000
19	TG（中性脂肪）	11	6,000
20	γ－GT（γ－GTP）	11	9,000
21	アルブミン：改良BCP法	11	8,000
22	カリウム	11	10,000
23	カルシウム	11	6,000
24	グルコース	11	8,000
25	クレアチニン	11	12,000
26	クロール	11	10,000
27	コリンエステラーゼ（ChE）	11	4,000
28	ナトリウム	11	10,000
29	マグネシウム	11	3,000
30	亜鉛	136	1,000
31	血清アミラーゼ	11	5,000
32	総コレステロール	17	4,000
33	総ビリルビン	11	9,000
34	総蛋白	11	9,000
35	直・間ビリルビン	11	3,000
36	尿酸	11	6,000
37	尿素窒素	11	10,000

【別紙1：院内項目一覧】

連番	検査項目名	保険点数	年間予定件数
38	血中アンモニア	50	60
39	無機リン	17	6,000
40	HbA1c(NGSP)	49	6,914
41	血液ガス分析	135	519
42	心筋トロポニンT定性	114	256
43	A群β溶連菌抗原	144	45
44	アデノウイルス抗原：免疫イムノクロマ	60	31
45	インフルエンザA／B抗原	132	1,183
46	レジオネラ菌抗原	200	2
47	SARS-COV2抗原定性法	150	1,000
48	ABO式血液型	24	480
49	Rho(D)因子	24	480
50	交差適合試験	30	120
51	不規則抗体	197	120

【別紙2：外注項目一覧①】

※検査項目について、院内検査可能な場合は、院内検査でも構わない。

連番	検査項目名	保険点数	年間予定件数
1	網赤血球	12	1,305
2	白血球分類	25	8,093
3	AT-Ⅲ	70	382
4	クロスミキシング試験（PT）	100	1
5	クロスミキシング試験（APTT）	100	1
6	T細胞サブセット検査：190点 （CD3,CD4,CD8,CD20,CD45,CD56）	190	28
7	T細胞・B細胞百分率：198点（CD3,CD19,CD20,CD45,CD56）	198	28
8	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）	17	10,353
9	アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）	17	10,341
10	P型アミラーゼ（P-AMY）	48	158
11	リパーゼ（LIPA）	24	287
12	CK-MB	55	347
13	IgG（免疫グロブリンG）	38	646
14	IgA（免疫グロブリンA）	38	300
15	IgM（免疫グロブリンM）	38	360
16	髄液タンパク	11	26
17	髄液糖	11	26
18	β2－マイクログロブリン（β2-m）	104	98
19	ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）	11	532
20	血清鉄（Fe）	11	705
21	総鉄結合能（TIBC）	11	309
22	C3（補体蛋白C3）	70	180
23	C4（補体蛋白C4）	70	165
24	ハプトグロビン（Hp）	136	59
25	リウマトイド因子定量（RF定量）	30	442
26	抗ストレプトリジンO抗体価（ASO）	15	50
27	MMP-3	116	378
28	梅毒STS法定性（RPR）	15	1,113
29	梅毒STS法定量（RPR）	34	21
30	ｼｱﾙ化糖鎖抗原KL-6	114	181
31	可溶性インターロイキン2レセプター	438	156
32	補体価（CH50）	38	146
33	グリコアルブミン	55	141
34	ケトン体分画	59	31
35	乳酸	47	35
36	ピルビン酸	47	17
37	尿中尿素窒素	11	117
38	尿中微量アルブミン	102	502
39	尿中N-アセチル-β-D-グルコサミニダーゼ（NAG）	41	178
40	尿糖	9	60
41	尿中IgG	38	16
42	尿中β2-m	104	221
43	尿中尿酸	11	33

【別紙2：外注項目一覧①】

※検査項目について、院内検査可能な場合は、院内検査でも構わない。

連番	検査項目名	保険点数	年間予定件数
44	尿中ナトリウム	11	370
45	尿中カリウム	11	259
46	尿中クロール	11	224
47	尿中カルシウム	11	252
48	尿中無機リン	17	217
49	尿中マグネシウム	11	127
50	尿中アミラーゼ	11	5
51	尿中クレアチニン	11	1,304
52	ICG	150	8
53	PTH(フェニトイン)	470	13
54	PB(フェノバルビタール)	470	8
55	CBZ(カルバマゼピン)	470	16
56	VPA(バルプロ酸)	470	29
57	DIG(ジゴキシン)	470	6
58	THEO(テオフィリン)	470	0
59	VCM(バンコマイシン)	470	50
60	アルベカシン(ABK)	470	0
61	リチウム	470	9
62	テイコプラニン	470	41
63	MTX(メトトレキサート)	470	8
64	シクロスポリン	470	144
65	タクロリムス	470	289
66	遊離トリヨードサイロニン(FT_3)	127	482
67	遊離サイロキシン(FT_4)	127	1,080
68	甲状腺刺激ホルモン(TSH)	104	1,148
69	インスリン(IRI)	106	269
70	C－ペプチド(CPR)	111	178
71	黄体形成ホルモン(LH)	111	92
72	卵胞刺激ホルモン(FSH)	111	94
73	プロラクチン(PRL)	98	85
74	NT-pro BNP	136	118
75	TSHレセプター抗体(TRAb)	226	69
76	プロカルシトニン	292	106
77	フェリチン	108	432
78	エベロリムス	470	77
79	エタノール	111	2
80	HBs抗原	88	1,546
81	HBs抗体	88	484
82	HBe抗原	104	88
83	HBe抗体	104	96
84	HBc抗体	137	181
85	HCV抗体	108	1,328
86	HIV抗体(HIVAg/Ab Combo)	115	169
87	梅毒TP抗体	32	995
88	HTLV-1/2抗体	85	65

【別紙2：外注項目一覧①】

※検査項目について、院内検査可能な場合は、院内検査でも構わない。

連番	検査項目名	保険点数	年間予定件数
89	CYFRA	162	467
90	AFP（α-フェトプロテイン）	104	891
91	CEA（癌胎児性抗原）	102	1,577
92	CA19-9	127	1,129
93	CA125	144	305
94	SCC	107	284
95	PIVKA－Ⅱ	139	590
96	PSA（前立腺特異抗原）	127	506
97	風疹ウイルスIgM抗体	212	5
98	風疹ウイルスIgG抗体	212	7
99	サイトメガロウイルスIgM抗体	212	15
100	サイトメガロウイルスIgG抗体	212	24
101	ヒト絨毛性ゴナドトロピン（HCG）	138	32
102	尿中NGAL	210	47
103	BNP	136	412
104	Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体（M2BPGi）	194	123
105	浸透圧（血清）	15	131
106	浸透圧（尿）	16	158
107	蛋白分画	18	420
108	便中ヘモグロビン（RPHA）	37	1,560
109	髄液、その他穿刺液細胞数	62	50
110	骨髄像	812	33
111	POX染色	40	2
112	ALP染色	27	1
113	PAS染色	40	1
114	鉄染色	40	1
115	エステラーゼ染色	40	1
116	免疫電気泳動	170/224	14
117	寒冷凝集反応	11	15
118	抗核抗体（FANA）	105	255

【別紙2：外注項目一覧②】

※検査項目について、院内検査可能な場合は、院内検査でも構わない。

連番	検査項目名	保険点数	年間予定件数
119	Cu(銅)	23	59
120	リポ蛋白(a)	107	54
121	25OHビタミンD	117	64
122	シスタチンC	115	133
123	Zn(亜鉛)	136	141
124	ビタミンB12	140	80
125	葉酸	150	73
126	Ⅳ型コラーゲン・7S	148	128
127	1.25-OH2-ビタミンD	388	51
128	ACTH	189	149
129	レニン活性(PRA)	100	53
130	COR(コルチゾール)	124	160
131	血中アルドステロン	125	58
132	血中アルドステロン 立位	125	58
133	DHEA-S	169	55
134	サイログロブリン	131	98
135	骨型酒石酸抵抗性ACP	156	81
136	骨型アルカリフォスファターゼ	161	84
137	副甲状腺ホルモン(whole PTH)	165	83
138	副甲状腺ホルモン(PTH-INTACT)	165	56
139	ソマトメジンC	212	71
140	CA15－3	115	137
141	NCC-ST-439	115	136
142	DUPAN－2	118	64
143	SPan-1	144	118
144	SLX	144	72
145	ProGRP	175	179
146	BTR	283	58
147	脂肪酸4分画	405	59
148	アスペルギルス抗原	157	70
149	β－D－グルカン	201	244
150	サイトメガロウイルス抗原	366	170
151	抗サイログロブリン抗体	140	71
152	抗SS－A抗体	161	60
153	抗ds-DNA抗体(IgG)	163	103
154	MPO-ANCA	258	66
155	PR3-ANCA	259	52
156	トランスサイレチン(プレアルブミン)	104	125
157	総IgE	100	122
158	尿中α1-マイクログロブリン	132	60
159	TB IFNγ(ELISPOT)	594	78
160	HBV-DNA(リアルタイムPCR)	263	260
161	HCV－RNA(定量)	424	80
162	L-FABP	210	105
163	特異的IgE	110	10
164	ビタミンB1	239	1
165	APOE遺伝型　リアルタイムPCR法	2,274	1

【別紙3：ブランチ_無償貸与する検査機器及び備品リスト】

設置部屋	品名	メーカー	型番	数量	備考	図面No.
検査室	試薬類保存キャビネット	島津理化	STT-9	1		1
検査室	毒薬・危険物質保管庫	島津理化	☒B-84	1		2
検査室	作業台	島津理化	SK-B18	5		3
検査室	作業台	島津理化	SK-B15	3		4
検査室	作業台	島津理化	SK-B12	2		5
検査室	安全キャビネット	日本医科器械	VH-854BH-2B2	1		6
検査室	薬用冷蔵ショーケース	PHC	MPR-S500H-PJ	4		7
検査室	薬用冷蔵ショーケース	PHC	MPR-1014-PJ	1		8
検査室	血液保冷庫	PHC	MBR-506T4-PJ	1	別途温度監視装置付き	9
検査室	血液保冷庫	PHC	MBR-305G	1	別途温度監視装置付き	10
検査室	超低温フリーザー	日本フリーザー	TSX60086FA	1	トレーTN-60T×8	11
検査室	バイオフリーザー	日本フリーザー	GS-3120HC	1		12
検査室	バイオフリーザー	日本フリーザー	D-396HC	1		13
検査室	バイオフリーザー	日本フリーザー	D-201HC	1	別途温度監視装置付き	14
検査室	血液ガス分析装置	メーカー未定	型番未定	1		15
検査室	自動血球計測CRP装置	メーカー未定	型番未定	1		16
検査室	乾式臨床化学分析装置	メーカー未定	型番未定	1		17
検査室	ステンレスワゴン	メーカー未定	型番未定	1		18
検査室	2枚引違い書庫	メーカー未定	型番未定	4	上下連結×2	19
検査室	背付スツール	メーカー未定	型番未定	10		20
検査室	平机	メーカー未定	型番未定	5		21
検査室	3枚引違い書庫	メーカー未定	型番未定	4		22
検査室	書庫ベース	メーカー未定	型番未定	4		23
事務室	ミーティングテーブル	メーカー未定	型番未定	1		24
事務室	ミーティングチェア	メーカー未定	型番未定	5		25
事務室	6人用ロッカー　ダイヤル錠	メーカー未定	型番未定	1		26
事務室	片袖机	メーカー未定	型番未定	1		27
事務室	事務椅子	メーカー未定	型番未定	1		28
事務室	2枚引違い書庫	メーカー未定	型番未定	3	3枚引違い書庫 と上下連結	29
事務室	3枚引違い書庫	メーカー未定	型番未定	3	2枚引違い書庫 と上下連結	30
事務室	冷蔵庫	メーカー未定	型番未定	1		31
事務室	電子レンジ	メーカー未定	型番未定	1		32
事務室	電気ポット	メーカー未定	型番未定	1		33

◆ブランチラボ事業者へ無償貸与する検査機器及び備品プロット図面

※図面No.1～33以外は参考プロットであるため、無償貸与する機器ではございません。

